

## 運営委員会における新しい公共支援事業の評価について

### 1 運営委員会の評価方法

(1) 運営委員会は、以下の報告書について第三者評価を行う。

※各様式は、新しい公共支援事業実施要領で定められた様式

- ① 新しい公共支援事業の成果等報告（成果報告書）
  - ・活動基盤整備支援、寄附募集支援、融資円滑化支援分（様式4-1）
  - ・つなぎ融資への利子補給分（様式4-2）※
  - ・新しい公共の場づくりのためのモデル事業分（様式4-3）※
  - ・業務を受託した中間支援組織等分（様式4-5）※
  - ・都道府県が実施した支援事業分（様式5-2）
- ② 新しい公共支援事業に関する都道府県の実績報告（実績報告書）
  - ・新しい公共支援事業に関する都道府県の実績報告（様式5-1）

※平成24年上半期においては、該当なし

(2) 運営委員会は、評価にあたり、必要に応じて支援対象者、モデル事業の実施主体、県等から意見の聴取を行い、内容の修正等を行わせることができる。

### 2 評価様式

様式6 別紙

【様式6】

別紙

運営委員会による評価結果報告（平成24年度上半期）

